

令和6年3月7日  
地域振興部文化観光課

## 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

現在、観覧料の利用区分については、「大人」と「小・中学生」と規定している。

今年度の使用料検討委員会において、これまで以上に「こども」を地域の歴史・文化に触れる学習機会につなげ、施設利用促進の一助とするため、観覧料の料金区分の見直しを図ることが決定された。

### 2 改正の概要

観覧料の利用区分が「小・中学生」となっているものを「小・中学生及び高校生等」に改定する。

### 3 新旧対照表

2ページのとおり。

### 4 施行日

令和6年4月1日施行とする。

江東区芭蕉記念館条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第7条、第9条関係)				別表 (第7条、第9条関係)			
施設	利用区分	単位	観覧料・利用料金	施設	利用区分	単位	観覧料・利用料金
展示室	(略)			展示室	(略)		
	小・中学生	1人1回につき	50円		小・中学生及び高校生等	1人1回につき	50円
(略)				(略)			
備考 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。				備考  1 <u>高校生等とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u>  2 <u>利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して研修室、本館会議室又は分館会議室を利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。</u>  附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。			